

公式企画の実施にあたり基本的人権擁護等の観点から留意すべき事項に関するガイドライン

第1 ガイドライン作成の目的

このガイドラインは、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が主催ないし共催する公式行事の内容、又は、日弁連がその名の下に編集・発行する公式印刷物の内容等において、弁護士の社会的使命である基本的人権擁護の趣旨に反するもの、基本的人権擁護の観点から違和感を生じさせるもの、ないし弁護士の品位を損なうものが含まれないよう、当該公式行事や公式印刷物（以下これらをまとめて「公式企画」という。）の企画・実施を実際に担う実行委員会等が留意すべき事項について指針を示すことを目的とする。

第2 公式企画の実施にあたり留意すべき事項

1 少数者の人権に対する配慮

公式企画の実施にあたっては、その内容等に、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という、弁護士の社会的使命に反する内容が含まれないよう留意する。特に、外国人等を含む、少数者の人権に意識的に配慮する。

ただし、本項は、あくまで少数者の人権への配慮を求めるものであって、反対意見の存する事項について、公式企画においてこれを取り扱えないこと等を意味するものと解釈されてはならない。

2 日弁連の宗教的中立性の確保に対する配慮

(1) 公式行事における宗教との関わり方に関する配慮

公式レセプションや公式懇親会（以下「懇親会等」という。）のアトラクションにおいて、宗教由来の芸能を実施したり、公式観光において宗教関連の文化的遺産の見学を実施したり、体験したりする企画をする場合に、当該芸能や文化的遺産の基盤となる特定の宗教に過度に関わったり、これを日弁連が援助・助長するとの誤解を与えるものにならないよう留意する。

(2) 公式印刷物における表現の中立性に関する配慮

社寺等の宗教施設を文化財として公式観光等の対象とする場合に、その案内等のための印刷物作成にあたっては、「参拝」など、参加者が宗教に主体的に関わるかのごとき表現を避け、日弁連としての公式企画の位置づけが宗教目的ではなく、見学ないし観光等の目的であることが明確となるよう留意する。

3 日弁連の男女共同参画に対する配慮

(1) 企画の人的構成におけるジェンダー・バランスへの配慮

公式企画における役割分担等については、男女一方に偏ることなく、可能な限り、ジェンダー・バランスを保ち、伝統的な性別役割に依拠しないよう留意する。

(2) 女性の人権等に関する配慮

① シンポジウム等で実施される寸劇等の企画及び実施に際しての配慮

企画の本旨と関係なく、単に参加者の関心を引き、笑いをとるだけの目的で、セクシュアル・ハラスメントを肯定的に表現するなど、品位を欠き、女性の人権をないがしろにするような内容が盛り込まれないよう留意する。

② 女性に対する人権侵害と表裏の関係にたつ遊郭関連文化への配慮

売春防止法施行に伴い遊郭も廃止されたが、管理売春は名称や形態を変えて残存し、アジア諸国からの人身取引等を含む女性に対する人権侵害が今も継続している実情に鑑み、遊郭を彷彿とさせる文化の鑑賞等を公式企画に取り入れることについては、今なお続く女性の人権侵害の歴史と表裏一体であることに思いを致し、慎重を期するよう留意する。

(3) 男女ともに参加しやすい公式行事とするための配慮

① 接客従事者（コンパニオン等）に対する違和感への配慮

女性会員等が公式懇親会等の参加をためらったり、参加した会員が違和感を抱いて懇親の実をあげられないこと等の弊害を避けるため、ホステス・コンパニオンその他名義名目を問わず、接客従事者に「接待」行為（単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度のサービス行為等を行うこと。例えば、談笑等の相手となったりしながら酒類や飲食物等を提供する方法により客をもてなすなど（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条3項参照。）。）をさせることのないよう留意する。

② アトラクション等の態様に対する配慮

懇親会等で実施するアトラクション等について、性的側面が過度に強調されるなど、企画の品位を害し、参加者が違和感を抱くようなものとならないよう留意する。

(4) 飲食店情報等の配布への便宜供与に伴う配慮

地元会員有志等の要請により、公式行事参加者を対象とした飲食店情報等について、会場での配布を認めるにあたっては、日弁連が配布の便宜をはか

るにふさわしい品位を保持し、男女ともに利用しやすい店舗の情報が含まれるよう配慮を求めるとともに、配布方法が、公式資料と誤認・混同されることのないよう留意する。

(5) 公式印刷物（チラシ・パンフレット）等における表現方法への配慮

- ① 公式印刷物に、漫画・挿絵・写真・文章等を掲載するに際しては、掲載される人物が正当な理由なく一方の性に偏ったり、男女の固定的な性別役割分業を想起させたりするものとならないよう留意する。
- ② 公式印刷物に、必然性もないのに露出度の高い人物の画像を使用するなど、アイキャッチャーとして、性的側面を強調しないよう留意する。

4 公害・環境問題に対する配慮

(1) 地球温暖化防止及び脱原発に向けた節エネルギーへの配慮

公式行事の会場内では、冷・暖房設備の温度設定を適正に保ち、不用時はスイッチを切る、待機電力の使用を削減するなど節エネルギーに努める。

(2) 資源循環型社会の構築への配慮

- ① 公式行事の会場内では、ゴミの削減、分別回収に努める。
- ② 公式印刷物の作成にあたっては、できる限り再生紙を使用し、また、電磁データの活用等により、使用紙数の削減に努める。

(3) 来場者の健康への配慮

- ① 公式行事の会場は原則として禁煙とし、喫煙場所を設ける場合は、分煙を徹底するよう留意する。
- ② 化学物質・電磁波等に敏感な人々の参加が見込まれるような公式行事については、できる限り、会場内における化学物質・電磁波等の削減に努める。

(4) 生態系・都市環境保全等への配慮

- ① 公式行事会場の選定にあたっては、できる限り、建設に際して生態系や都市環境等を配慮した会場を選定する。ただし、建設に際して生態系や都市環境等が破壊された場所について、問題の所在を参加者に周知する目的等をもって選定する場合はこの限りでない。
- ② 公式行事会場の選定にあたっては、できる限り公共交通機関によってアクセス可能な場所を選定する。

5 高齢者・障がい者に対する配慮

(1) 公式企画の実施に際しての自立支援や権利擁護の観点からの配慮

高齢者・障がい者問題をテーマとするものはもちろん、そうではない公式企画についても、高齢者・障がい者の自立支援や権利擁護の観点から、差別的な内容と受け止められないことがないように留意する。

(2) 高齢者・障がい者の参加が見込まれる公式行事における、具体的支援策に関する配慮

① 公式行事の会場の選定にあたっては、参加対象者が利用しやすいような、バリアフリー・身障用のトイレなどの設備のある会場を選定することとし、設備が不十分な場合は補充ないし代替策を講ずるよう努める。

② 会場への案内については、会場までの誘導員や、会場での案内員を配置するよう努める。

③ 会場内では、高齢者・視覚障がい者・聴覚障がい者・車椅子使用者ほか、障がい等の程度及び態様に応じた案内・通訳・資料提供等ができるよう、会場の設営・座席配置及び運営等の全般において、合理的配慮を行う。

(3) 一般の公式行事における配慮

高齢者・障がい者等を特に対象としていない公式行事においても、高齢者・障がい者が参加可能となるよう、可能な限りバリアフリー・身障者用トイレ等のある会場を選定するよう配慮する。

なお、高齢者・障害者等からの参加希望があった場合には、可能な限り支援に努める。

6 公式行事等参加者対象者に対するその他の配慮

(1) 保育の必要な子を有する参加者に対する配慮

保育の必要な子を有する会員・市民の参加が見込まれる企画においては、できる限り保育の確保に努めるとともに、保育が可能な場合には、企画の事前広報（チラシ等）において、周知する。

また、保育の実施に際しては、安全の確保に努めるとともに、損害保険に加入する。

なお、授乳室の設置を検討する。

(2) 公式行事の開催日時に関する配慮

会員向けの公式行事の開催については、会員の弁護士会活動や弁護士業務と、介護・妊娠・出産・育児などの家族的責任等のワーク・ライフ・バランスの確保に留意し、対象者の参加しやすい曜日や時間帯となるよう配慮に努めるとともに、所属弁護士会・法律事務所・自宅等での参加を希望する会員に伝えられるよう、オンライン化・DVD化など、必要な工夫をするよう努

める。

(3) 参加者のプライバシーへの配慮

会場内での撮影や録音を予定する場合には、参加者やパネリスト等のプライバシーに配慮する。

第3 実効性の確保方法

1 実行委員長等の役割

公式企画の実行委員長等（実行委員会、運営委員会、特別委員会、本部等の長）は、企画の遂行にあたり、次の事項に留意すること。

(1) 集団的検討の重要性

全ての企画について、担当者任せにせず、事前に実行委員会等に諮って、公式企画が本ガイドラインに沿ったものであるかを集団的に検討し、問題となる事項が把握されたときは、速やかに対処する。

(2) 関連団体・業者等への周知の必要性

共催団体、現地実行委員会等の関連企画主体のほか、ホテル・料亭、芸能社、観光業者、観光訪問先、デザイナー・印刷業者ほかの関連業者等に対しても、事前に日弁連の基本的な人権擁護の立場を明らかにし、本ガイドラインを示すなどして、基本的な人権等に関する留意の必要性を周知・徹底する。

(3) 企画内容の十分な把握の必要性

芸能社・観光業者など部外者に企画の一部を委託した場合、本ガイドラインの趣旨とかけ離れた予想外の展開となる危険性があるため、事前に、具体的な内容にわたるまで十分に把握し、適宜必要な指導等をしておくよう留意する。

2 会長・事務総長の役割

(1) 本ガイドライン周知における事務総長の役割

事務総長は、日弁連が公式企画を承認するにあたり、当該実行委員長等となるべき者に、本ガイドラインを参照するよう告知するなど、本ガイドラインが、公式企画において尊重されることを実質的に保障するために有効な方策をとるよう留意する。

(2) 本ガイドライン実現における会長の役割

会長は、本ガイドラインの要請する施策を実現するために、特別の予算措置や人員の配置が必要であると認められる場合は、企画責任者と協議の上、予算上ないし人事上の措置を講ずるよう努める。

第4 自主的点検の確保と運用にあたっての姿勢，適用範囲等

1 自主性の確保と基本的人権擁護の視点

本ガイドラインは，各実行委員会等の企画者において自主的に，企画中の案件につき「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という弁護士の社会的使命や弁護士の品位の保持の視点から自己点検を求めるものである。

本ガイドラインは，基本的人権の侵害となる企画とそうでない企画の限界を設定しようとするものではなく，「日弁連の企画とされるからには，より人権感覚に敏感な法律専門家の集団らしい企画であるべきである」との観点に基づくものである。したがって，本ガイドラインの運用にあたっては，「どこまでが許される範囲か」という消極的な姿勢で，限界点を追求するのではなく，別途定めるチェックリストを活用するなどして，上記観点から，「どのような企画がより相応しいか」「より参加しやすいか」等の積極的な姿勢での自主的な点検が望まれる。

2 本ガイドラインの適用範囲等

(1) 適用範囲は日弁連の公式企画に限定される

本ガイドラインは，「日弁連が主催又は共催する」「公式企画」に関するガイドラインである。したがって，日弁連の主催・共催でない企画や私的な企画・私的娯楽等に関して，適用されるものではない。

(2) 一般人や業者との関係

本ガイドラインは，「日弁連の公式企画の在り方」について検討を求めるものであって，企画関係者の職業選択の自由や表現の自由，文化の価値評価等に立ち入るものではない。「日弁連の公式企画として実施するに相応しいものであるか」という観点からのみの検討を求めているものである。

以上